

平成11年 9月27日制定  
 平成25年 4月 1日最終改定  
 平成27年 8月 1日最終改定

## 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターが、別に定める確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(確認の申請手数料)

第2条 業務規程第19条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計		手数料の額
100㎡以下のもの	4号建築物	19,000円
	型式部材等	18,000円
	上記以外	19,000円
100㎡を超え200㎡以下のもの	4号建築物	28,000円
	型式部材等	27,000円
	上記以外	29,000円
200㎡を超え500㎡以下のもの	4号建築物	38,000円
	型式部材等	37,000円
	上記以外	40,000円

(計画変更確認の申請手数料)

第3条 業務規程第27条に規定する計画変更確認の申請に係る手数料の額は、前条の二分の一の額とする。ただし、当センター以外の機関が確認した計画を変更確認する場合の申請手数料については、前条のとおりとする。

(中間検査の申請手数料)

第4条 業務規程第30条に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計		手数料の額
100㎡以下のもの	4号建築物	16,000円
	型式部材等	15,000円
	上記以外	16,000円
100㎡を超え200㎡以下のもの	4号建築物	22,000円
	型式部材等	21,000円
	上記以外	23,000円
200㎡を超え500㎡以下のもの	4号建築物	29,000円
	型式部材等	28,000円
	上記以外	31,000円

(完了検査の申請手数料)

第5条 業務規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計		手数料の額	
		中間検査を行っていない場合	中間検査を行っている場合
100㎡以下のもの	4号建築物	19,000円	13,000円
	型式部材等	19,000円	13,000円
	上記以外	19,000円	13,000円
100㎡を超え200㎡以下のもの	4号建築物	23,000円	17,000円
	型式部材等	23,000円	17,000円
	上記以外	24,000円	18,000円
200㎡を超え500㎡以下のもの	4号建築物	31,000円	23,000円
	型式部材等	31,000円	23,000円
	上記以外	33,000円	25,000円

(仮使用認定の申請手数料)

第6条 業務規程第43条に規定する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、33,000円とする。

(申請手数料の減額)

第7条 第2条、第4条及び第5条の規定にかかわらず次に定めるところにより、申請手数料を減額する。

- (1) 隣接する2件以上又は町名・地名（丁目表示のあるものについては、丁目）の同一団地内で、確認、中間検査、完了検査の各申請で業務を同時に行うものについては、第2条、第4条及び第5条に定める額から一割を減額する。
- (2) 大口申請・新規の代理者等の申請手数料については別途協議により取り扱うこととする。

(申請手数料の免除)

第8条 理事長は、建築物が災害を受けたことにより建築物の建築又は大規模の修繕若しくは模様替をしようとする場合においては、建築基準法に関する手数料を全額免除することができる。

- 2 手数料の免除を受けようとする者は、建築基準法に関する申請書を提出する際に、別記様式の申請書に地方公共団体の発行する罹災証明書を添えて理事長に提出しなければならない。